

埼玉県支部 CPD 講演会

「経済安全保障—技術流出の危機管理—」

実施報告書

公益社団法人 日本技術士会
埼玉県支部 CPD 委員会

1. 開催日時 2026年2月28日(土) 13:30~17:00
2. 開催場所 新都心ビジネス交流プラザ4階C会議室
さいたま市中央区上落合2丁目3-2
3. 参加者人数 62名【会場:32名(会員27名、講師3名、同行2名)
オンライン30名(会員29名、準会員1名)】
4. 概要 司会:CPD委員会委員長 菅原宏



- (1) 開会挨拶:埼玉県支部支部長 石田正雄
- (2) 講演1「経済安全保障の観点からの技術流出対策について」

講師 経済産業省関東経済産業局総務企画部国際課課長 坂口 伸氏

なぜ、今、技術流出対策が重要かとの視点から、国際情勢と対応する輸出管理の変化が示された。経済の自立性や不可欠性は民生技術を基盤であり、安全保障貿易管理として外為法の下に許可制や審査付き事前届出制が設けられている。リスト規制・キャッチオール規制・規制対象外に区分され、リスト規制やキャッチオール規制においては許可が必要であることや中小企業の情報セキュリティ対策状況が紹介された。技術情報を狙う様々なアプローチが例示され、流出対策として、コア技術の特定が重要であることが指摘された。技術流出対策は民間企業だけでは対応が難しいことから、官民の対話スキーム・経済安全保障経営ガイドライン・技術情報管理認証制度・それらをベースとした補助や融資・専門家派遣などの施策が紹介された。

- (3) 講演2「対内直接投資等審査制度について」

講師 財務省関東財務局理財部理財第一課課長 藤田 忠之氏

最初に、対内直接投資にかかる最近の国内外の動向・取り組み、外為法と制度の概要が紹介された。特に、対内直接投資の審査制度の仕組みについて全体像を示し、事前届出に基づくものであることが強調された。続いて、事前届出を提出する必要がある事例やよくある質問では、発行会社が上場企業の場合と非上場企業の場合に分けて説明される等、場合分けしてわかりやすく紹介された。さらに、事前届出の免除制度の存在とそれが適用される条件に関して詳細に紹介された。最後に、事前審査のスケジュールや実際の届出件数・割合など、対内直接投資に係る留意点が紹介された。

- (4) 講演3「技術流出防止の危機管理」

講師 埼玉県警察本部警備部外事課

はじめに大学生など学生対象に技術流出対策に関心を寄せてもらう目的で「次世代安全・安心デザイン」コンペを実施し、その受賞作品が紹介された。続いてサイバーセキュリティ月間の呼びかけが行われた。営業秘密侵害事犯に関する統計が示され、未然防止の重要性が説かれ、技術流出の近年の検挙事例として、SNSによるリクルート、偶然を装った声掛けによるアプローチ、輸出関係書類の偽造、営業秘密の漏洩などの4例が紹介された。

- (5) 閉会挨拶:埼玉県支部副支部長・CPD委員会委員長 菅原 宏

4. アンケート

講演終了後にアンケートの回収を行った。35名から回答を戴き、91%の方で参加目的が十分達成できた又は達成できたとのことだった。一方で会場およびWeb配信での不具合指摘もあり、今後のハイブリッド開催での改善課題が明確になった。